5　ペルー共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してペルー共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためペルー共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　ペルー共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してペルー共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してペルー共和国において課される全ての財政課徴金及び租税であって、ペルー共和国の法令が認めるもの

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関し、ペルー共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金であって、ペルー共和国の現行の法令に従い免除されるもの

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してペルー共和国において課される全ての財政課徴金及び租税であって、ペルー共和国の法令が認めるもの

8　ペルー共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　ペルーの実施機関を通じ、計画に基づく施設の建設及び当該施設の使用における安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　ペルー共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

11　付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をペルー共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年二月二十一日にリマで

ペルー共和国駐在
日本国特命全権大使　福川正浩

ペルー共和国
経済財政大臣　ルイス・ミゲル・カスティーヤ・ルビオ閣下

付表

（限　度　額）

1　山岳地域小中規模灌漑（かんがい）整備計画　四十四億六百万円
2　地方アマゾン給水・衛生計画　三十二億千万円
総　額　七十六億千六百万円

（ペルー側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をペルー共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年二月二十一日にリマで

ペルー共和国
経済財政大臣　ルイス・ミゲル・カスティーヤ・ルビオ

ペルー共和国駐在
日本国特命全権大使　福川正浩閣下

○外務省告示第五十五号

平成二十四年二月二十二日にパリキールで、ミクロネシア連邦政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がミクロネシア連邦政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　二億五千万円

3　署名者

日　本　側　鈴木栄一在ミクロネシア大使
ミクロネシア側　ローリン・Ｓ・ロバート外務大臣

平成二十四年三月七日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第五十六号

平成二十四年二月二十三日にサントメで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がサントメ・プリンシペ民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億四千万円

3　贈与の供与期限　平成二十四年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　小林正雄在サントメ・プリンシペ大使
サントメ・プリンシペ側　アメリコ・ドリヴェイラ・ドス・ラモス財務・国際協力大臣

平成二十四年三月七日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第五十七号

平成二十四年二月二十四日にカトマンズで、基礎教育改革プログラム支援のための学校改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がネパール連邦民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　基礎教育改革プログラム支援のための学校改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　九億三千万円

3　贈与の供与期限　平成二十五年二月二十八日まで

4　署名者

日　本　側　高橋邦夫在ネパール大使
ネパール側　クリシュナ・ハリ・バスコタ財務省次官

平成二十四年三月七日

外務大臣　玄葉光一郎